

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保の観点から、医薬品等の承認審査の実施状況、治験実施体制の整備状況、後発医薬品の普及施策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

厚生労働省、消費者庁

#### (2) 関連調査等対象機関

独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所  
都道府県(11)、医薬品製造販売業者(23)、医療機器製造販売業者(16)  
医療機関(23)、薬局(37)

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所（青森、富山）

### 4 実施時期

平成23年12月～25年3月